入　札　公　告　（電　子　入　札）

次のとおり条件付一般競争入札を執行するので，地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき次のとおり公告する。

令和８年１１月１７日

鹿嶋市長　　田　口　伸　一

１　入札対象工事

(1) 工　事　名　　８鹿下第４５号　鉢形・平井雨水幹線補修工事

(2) 工事場所　　鹿嶋市　粟生地内外

(3) 工事概要

鉢形雨水幹線

構造物補修工

断面修復工　　Ｎ＝３１箇所

ひび割れ補修工　　Ｎ＝４箇所

仮設工　　Ｎ＝１式

平井雨水幹線

構造物補修工

断面修復工　　Ｎ＝２箇所

ひび割れ補修工　　Ｎ＝２箇所

仮設工　　Ｎ＝１式

(4) 工　　期　　本契約締結日の翌日から令和９年３月２４日まで

(5) 予定価格　　１２，４００，０００　円　　（消費税及び地方消費税を含まない）

(6) 最低制限価格の設定　　あり

２　入札参加形態等　　単体のみ，電子入札，取り降り（本公告15（1）を参照）

３　入札参加資格

入札に参加できる者は，建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の規定による許可を受けた建設業者で，公告日において，鹿嶋市の令和７・８年度鹿嶋市建設工事等入札参加資格者名簿に登録された者のうち，次の各号に該当する者とする。

(1) 鹿嶋市内に本店を有すること。

(2) 令和７・８年度鹿嶋市建設工事等入札参加資格者申請時の総合評定値通知書の土木一式工事に係る総合評定値及び主観点数の合計３８０点以上であること。

(3) 次に挙げる資格のうち，いずれかの資格を有する者，又は建設業法第２６条に規定する者を

主任技術者又は監理技術者として配置できること。
なお，参加申請時点で１人に特定できない場合は，複数（３名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合，すべての予定技術者について申請書を作成し，提出すること。

①一級土木施工管理技士　　②二級土木施工管理技士
③一級建設機械施工管理技士　　④二級建設機械施工管理技士

(4) 入札（開札）執行日において，鹿嶋市又は茨城県から指名停止処分を受けていないこと。

(5) 鹿嶋市の市税が課税対象となっている場合において，当該市税を完納していること。

(6) 契約締結日時点において，契約締結日から１年７か月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第２７条の２３第１項に定めるものをいう。）を受けているものであること。

(7) 現在他工事に配置されている主任技術者等を配置予定技術者とする場合は，工期の始期日から配置できること。

4　入札参加の申請等

(1) 入札方法は，電子入札システム（以下「システム」という。）による。

(2) 入札参加申請は，次に示す期間にシステムにより行うこと。このとき，申請書は，画像ファイル（.jpg等）に変換のうえ，参加申請時に添付し提出すること。
なお，期間中にシステムからの申請及び申請書を提出しない者，又は一般競争入札参加資格がないと認められた者は，入札に参加することができない。

受付期間　　**令和８年１１月１８日（水）～ 令和８年１１月２５日（水）**
午前９時～午後５時　（ただし，土日祝日は除く。）

ただし，システムにより難い場合には，紙入札方式参加承諾願を２部，及び一般競争入札参加資格確認申請書を持参により提出し，紙入札方式の承諾を得ること。
なお，指定様式は，市ホームページの「電子入札について」からダウンロードすることができる。

(3) 入札参加申請は，入札書の提出前であれば，取下することができる。
このとき，システムによる届出，又は紙による取下の申請と電話連絡をする必要がある。

5　設計図書・仕様書等の閲覧・一時貸出

(1) 期　　間　　**令和８年１１月１８日（水）～ 令和８年１１月２５日（水）**
午前９時～正午，午後１時～午後５時　（ただし，土日祝日は除く。）

(2) 方　　法

ア　設計図書は，入札情報サービス（以下「ＰＰＩ」という。）によりインターネット上に公開するので，次のアドレスからダウンロードすること。
ＵＲＬ　：　http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/

イ　書面による設計図書の閲覧，又は一時貸出（ＣＤ－Ｒによる貸与を含む）を希望する場合は，総務部総務課契約検査室まで連絡すること。
連絡先：０２９９－８２－２９１１　　（内線　２２９）

(3) 設計図書等に対する質疑は，指定様式により電子メールで送信すること。

ア　期　　限　　令和８年１１月２７日（金）　午後５時まで

イ　回　　答　　令和８年１２月１日（火）に，「ＰＰＩ」にて公開する。

書面による閲覧は，鹿嶋市役所総務部総務課契約検査室にて，ＰＰＩに公開した翌日（土日祝日は除く）以降とする。（予約制）

(4) 契約書（案）及び入札及び契約について定めている「鹿嶋市建設工事執行規則」,「鹿嶋市財務規則」等は，鹿嶋市役所総務部総務課契約検査室又は市ホームページの「例規集」において閲覧できる。
なお，鹿嶋市建設工事総合評価落札方式試行要領により実施する場合は，上記規定と異なる場合がある。

6　入札方法等

(1) 入札方法　　システムによる入札（以下「電子入札」という。），又は紙入札のいずれかとする。

(2) 入札書の提出

ア　電子入札の場合，次の期間にシステムにより提出すること。

①　提出期間　　**令和８年１２月３日（木）～ 令和８年１２月７日（月）**
午前９時～午後５時（最終日は午後４時まで）※ただし，土日は除く

②　入札書提出期限当日におけるシステムの故障等，やむを得ない事情がある場合には，市長の指示によるものとする。

イ　紙入札の場合，郵送（一般書留・簡易書留郵便のいずれか）により提出すること。

①　到着期限　　**令和８年１２月７日（月）午後５時　鹿嶋郵便局必着**

②　郵送宛名　　〒３１４－８７９９　　日本郵便株式会社　鹿嶋郵便局留
（〒３１４－８６５５　茨城県鹿嶋市大字平井１１８７番地１）
鹿嶋市 総務部 総務課 契約検査室　行

③　入札封筒　　入札書は市が指定する形式を満たす入札封筒に入れ，「のり付け」と「封緘」をしたものでなければならない。
※ 別添の「注意事項」を参照すること。

(3) 入札書の工事費内訳書の提出

ア　入札に際し，入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

①　電子入札の場合，システムにより電子ファイルにて添付すること。（代表印不要）
※電子ファイルは県提供の「内訳書変換ツール」を使用し，テキストデータ化（.csv）されたもの又は画像ファイル（BMP，JPG，TIF等）を添付すること。
なお，事前に承諾を得た場合には，郵送（一般書留・簡易書留郵便のいずれか）により提出できるものとする。このときは，入札書提出期間内に鹿嶋郵便局必着とし，提出方法は上記の６，(2)，イに準じるものとする。

②　紙入札の場合，入札書に同封すること。

イ　工事費内訳書の様式は，設計図書等に準じて作成すること。

ウ　工事費内訳書における工事費の端数調整は，千円単位で行い，１万円単位で記載すること。（入札金額に対応する金額を除いては，この限りでない。）

エ　工事費内訳書は，返却しない。

オ　工事費内訳書は，落札者決定の審査対象とするものとする。

(4) 入札に際しては，地方自治法（昭和22年法律第67号），地方自治法施行令（昭和22年政令第16号），鹿嶋市財務規則（昭和60年規則第6号），鹿嶋市建設工事執行規則（昭和54年規則第7号）及び鹿嶋市電子入札実施要領（平成20年告示第98号）の関係各条を遵守すること。

(5) 入札に際しては，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。

(6) 落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので，入札者は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 一度提出した入札書の引換え，又は変更は認めない。

(8) 最低制限価格を設定する。最低制限価格未満の入札をした者は，この公告における入札に関して，失格とする。

最低制限価格の決定については，以下のとおり。

① 予め最低制限価格の算出基礎となる「最低制限価格基準額」を予算執行者等が定める。
この最低制限価格基準額は，予定価格算出の基礎となった次に掲げる額（税抜き）の合計とする。ただし，その額が予定価格算出の基礎となった額（税抜き）の９２％を超える場合と７５％に満たない場合にあっては，それぞれ９２％と７５％とする。また，その額が直接工事費に満たない場合においては，直接工事費の額とする。

A	直接工事費の９７％	A＋B＋C＋D
B	共通仮設費の９０％	
C	現場管理費の９０％	
D	一般管理費等（契約保証費含む）の６８％	

② 入札会場において行う「係数決めのくじ執行」で得た係数（０．９９５～１．００５）を最低制限価格基準額（１万円未満切捨て）に乗じて得た金額（１万円未満切捨て）に消費税相当額を加えた額を最低制限価格とする。

7　入札書開札の執行日時・場所等

(1) 日　　時　　**令和８年１２月８日（火）　　午前１０時１５分**

(2) 場　　所　　鹿嶋市役所　総務部総務課契約検査室

(3) 立 会 い　　開札の立会いを予定する入札参加者は，開札日前日（土日祝日は除く）の午後４時までに契約検査室へ連絡すること。

8　落札候補者の決定方法

(1) 開札後，落札決定を保留したうえで，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者と決定し，落札候補者へのみ電話又は電子メール等により通知する。

(2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が２者以上ある場合は，システムのくじにより落札候補者を決定する。

(3) 紙入札によるシステムの３桁の電子くじ番号は，立会人によるくじによって，入札参加申請順

に無作為に付するものとする。

(4) 入札書開札の状況と次の落札候補者となる順位は，落札者が決定するまでの間，次の場所に掲示する。

鹿嶋市役所　総務部総務課契約検査室の入札情報掲示板

9　落札者の決定

(1) 落札者の審査・決定

ア　落札候補者の審査は，鹿嶋市入札参加資格審査会が行い，落札者の決定又は審査不適格を通知する。

なお，落札者が決定された場合においては，速やかに公表するものとする。

イ　落札候補者は，執行日翌日（休日の場合は休日明け）の正午までに以下の資料を持参により提出すること。

① 一般競争入札参加資格確認申請書（原本）
※参加申請時点で複数名提出している場合，１人を特定して提出すること。

② 配置予定技術者資格証明書（写し）
配置予定技術者の雇用関係を証明する書類（写し）

③ 総合評定値結果通知書（写し）
※「Ｒ７・８年度入札参加資格審査申請時点のもの」及び「最新のもの」

④ 鹿嶋市税に未納がない納税証明書（執行日以降に発行のもの・原本）

ウ　審査・決定において，落札候補者が落札者とならなかった場合は，次の落札候補者となる順位者の落札者審査となる。この場合，次の順位者へ通知し，「落札者の審査決定」の手順を繰り返すものとする。

10　現場説明会　　実施しない。

11　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金　鹿嶋市下水道事業の財務に関する特例を定める規則により免除することができる。

(2) 契約保証金　納付する。
ただし，利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また，公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証証券の締結を行った場合は，契約保証金の納付を免除する。

12　請負契約書　　作成を要する。

13　支払条件

(1) 前 金 払　　鹿嶋市公共工事前払金取扱要項の規定により，請求することができる。
(2) 中間前金払　鹿嶋市建設工事中間前金払取扱要領の規定により，請求することができる。
(3) 部 分 払　　無（鹿嶋市財務規則第１５８条の規定による。）

14　入札の無効　　次のいずれかに該当する場合の入札は，無効とする。

(1) 入札について不正の行為があった入札

(2) この公告に示した一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札

(3) 工事費内訳書の提出がない者の入札

(4) 予定価格を上回る価格での入札

(5) 市長の承認を得ず，又は指示によらない紙入札

(6) 同一の案件において，電子入札と紙入札とを重複した入札

(7) 入札参加者本人又は第三者を問わず，不正な手段により改ざんされた事項を含む入札

(8) 金額その他必要事項を確認しがたい入札（紙入札の場合に限る）

(9) 入札者の記名押印のない入札（紙入札の場合に限る）※押印を省略した場合を除く

(10) 指定の日時までに到達しない入札（紙入札の場合に限る）

(11) １件の入札について，入札書を２通以上提出した入札（紙入札の場合に限る）

(12) 前各号に掲げるもののほか，この公告及び注意事項等において示した要件などの入札に関する条件に違反した入札

15　取り降り及びその他

(1) 同一の公告日及び入札開札日の一般競争入札案件のうち，いずれかの落札候補者（落札者を含む）となった場合は，その後の入札を無効とする。（取り降り）

(2) 入札参加者が３者に満たない場合は，入札を中止する。

(3) 入札をした者は，入札後，この公告，設計図書等，契約書（案）及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(4) 談合等の不正についての情報があった場合又は特別な事情により，入札及び契約を中止又は無効とすることがある。

(5) 当該入札の落札者は，適正な価格での下請負契約に努めるものとする。また，同一の入札に参加した者との下請負契約は，特別な事情がない限り控えるものとする。

(6) 資本関係又は人的関係がある事業者の双方が入札に参加することは認めない（いずれか１者のみが入札に参加することは可）。

(7) 本工事に近接する工事（請負金額が２００万円を超えるもの）を施工中の請負人が本工事についても請け負った場合，間接工事費等（共通仮設費・現場管理費・一般管理費など）を調整した額で変更契約を行うことがある。

(8) その他詳細不明の点については，次に照会すること。

問い合わせ：茨城県鹿嶋市大字平井１１８７番地１　鹿嶋市 総務部 総務課 契約検査室
電話：0299-82-2911　（内線 229）　／　FAX：0299-82-2934
電子メール：keiyaku1@city.ibaraki-kashima.lg.jp
市ホームページ（URL）：http://city.kashima.ibaraki.jp/